

## 令和6年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案

	①被保険者等への加入者情報等の送付	②資格確認書の交付	③負担割合等の表示内容をチェックする仕組みの導入
目的	医療保険者等において、誤った個人番号で加入者情報を中間サーバーに登録した場合の懸念を未然に防止する観点から、様々な対応を進めているところです。今般の加入者情報等の送付は、これらの取組を踏まえて医療保険者等の把握している加入者情報（個人番号の下4桁を含む）を通知します。	令和5年6月9日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号）が公布され、令和6年12月2日を以て国民健康保険被保険者証が廃止されるため、マイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方等に資格確認書を交付します。	オンライン資格確認等システムへの登録情報と、保険者システムにおける登録情報とを突合させることで、両システム間で被保険者の負担割合等（一部負担金の限度額適用区分を含む。）の情報に相違が生じていた場合に、保険者において早期の検知を可能とすることを目的とします。
内容	国民健康保険加入者の氏名、個人番号の下4桁を表示したお知らせ通知を特定記録郵便にて送付します。	国が指定する「資格確認書」が発行できるように必要なシステム改修を行います。	突合用データについては、オンライン資格確認結果として医療機関等に提供される負担割合等を抽出し、月次で各保険者へ連携されます。各保険者においては連携された情報を保険者システムで保有している情報と突合し、負担割合等に相違がないかチェックします。
事業費	郵送料 3,172千円、システム改修費 770千円、お知らせ作成・封入封緘作業 1,183千円	システム改修費 1,760千円	システム改修費 660千円